公共施設等（公共施設等運営権に係るものに限る。）の建設等に充てられた金額に相当するものについて繰上償還を行おうとする旨の申出があった場合において、当該地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関する事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると政府が認めるときは、政府等は、一定の要件の下で、当該繰上償還に係る補償金の免除等の措置を講ずることとした。（附則第四条関係）

(二)　特別会計に関する法律の一部を改正し、地方公共団体金融機構法附則第一四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、(一)に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができることとした。（改正法附則第二項関係）

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

（法律第六一号）（国土交通省）

1　目的

この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二〇〇九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度並びに特定日本船舶の譲渡し等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

(一)　この法律において「再資源化解体」とは、船舶の全部又は一部を製品の一部として利用することができる状態にするために行う解体（やむを得ない場合において行われるものを除く。）をいうこととした。

(二)　この法律において「特定船舶」とは、総トン数が五〇〇トン以上の船舶（特別の用途のものを除く。）をいうこととした。

(三)　この法律において「特定日本船舶」とは、特定船舶であって、次に掲げるものをいうこととした。

(1)　日本船舶

(2)　外国船舶であって、本邦の各港間又は港のみを航行するもの

(四)　この法律において「特別特定日本船舶」とは、特定日本船舶であって、日本国領海等以外の水域において航行の用に供されるもの（特別の用途のものを除く。）をいうこととした。

(五)　この法律において「有害物質一覧表」とは、船舶に使用されている材料又は設置されている設備に含まれる有害物質（船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。）の種類及び量が記載された図書をいうこととした。（第二条関係）

3　有害物質一覧表

特別特定日本船舶の船舶所有者は、一定の場合は、有害物質一覧表を作成し、その内容が当該特別特定日本船舶の状態と一致することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならないこととした。（第三条関係）

4　特定船舶の再資源化解体の許可

特定船舶の再資源化解体を行おうとする者は、特定船舶の再資源化解体の用に供する施設ごとに、主務大臣の許可を受けなければならないこととした。（第一〇条関係）

5　特定船舶の再資源化解体の実施

(一)　再資源化解体業者等による再資源化解体

特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶の再資源化解体については、一定の場合を除き、再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者（締約国の政府から4の許可に相当する許可を受けた者をいう。以下同じ。）に行わせなければならないこととした。（第一六条関係）

(二)　有害物質等情報の提供

特定日本船舶の船舶所有者は、当該特定日本船舶について、再資源化解体のための譲渡し若しくは引渡し又は再資源化解体の委託（以下「譲渡し等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該譲渡し等の相手方となろうとする者に対し、有害物質等情報（有害物質一覧表の内容等の再資源化解体の適正な実施のために必要な船舶の情報をいう。）を提供しなければならないこととした。（第一七条関係）

(三)　再資源化解体計画の承認

再資源化解体業者は、特定船舶について、再資源化解体のための譲受け若しくは引受け又は再資源化解体の受託をしようとするときは、あらかじめ、(二)の規定により提供を受けた有害物質等情報に基づき、当該特定船舶の再資源化解体に関する計画（以下「再資源化解体計画」という。）を作成し、主務大臣の承認を受けなければならないこととした。（第一八条関係）

(四)　再資源化解体計画の提出の要求

(二)の規定により有害物質等情報を提供した船舶所有者は、当該相手方に対し、(三)の承認を受けた再資源化解体計画（当該相手方が締約国再資源化解体業者である場合にあっては、当該締約国の政府から当該承認に相当する承認を受けた当該再資源化解体計画に相当する図書。(五)において同じ。）の提出を求めなければならないこととした。（第一九条関係）

(五)　譲渡し等の承認

(二)の規定により有害物質等情報を提供した船舶所有者は、再資源化解体計画の提出を受けたときは、当該再資源化解体計画に係る特定日本船舶の譲渡し等について国土交通大臣の承認を受けなければならないこととした。（第二〇条関係）

(六)　再資源化解体の開始及び完了の報告

再資源化解体業者は、特定船舶の再資源化解体を開始しようとするとき、及び当該再資源化解体を完了したときは、その旨を主務大臣に報告しなければならないこととした。（第二九条関係）

6　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

（政令第一八七号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。

（本則関係）

(一)　N－（1－アミノ－3－メチル－1－オキソブタン－2－イル）－1－（シクロヘキシルメチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類

(二)　N－（1－アミノ－3－メチル－1－オキソブタン－2－イル）－1－ペンチル－1H－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類

(三)　N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）－N－フェニルアクリルアミド及びその塩類

(四)　N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）－N－フェニルテトラヒドロフラン－2－カルボキサミド及びその塩類

(五)　N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）－N－フェニルフラン－2－カルボキサミド及びその塩類

(六)　1－（4－フルオロフェニル）プロパン－2－アミン及びその塩類

(七)　N－（4－フルオロフェニル）－2－メチル－N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）プロパンアミド及びその塩類

(八)　N－（2－フルオロフェニル）－2－メトキシ－N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）アセトアミド及びその塩類

(九)　（1－ペンチル－1H－インドール－3－イル）（2・2・3・3－テトラメチルシクロプロパン－1－イル）メタノン及びその塩類

(十)　メチル＝1－フェネチル－4－（N－フェニルプロパンアミド）ピペリジン－4－カルボキシラート及びその塩類

(十一)　メチル＝2－［1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド］－3・3－ジメチルブタノアート及びその塩類

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。